

ものづくり企業活性化支援補助金に係る 人件費単価について

- 下表の報酬月額欄により、当該従事者が該当する単価を使用してください。
○報酬月額は（給与等）、基本給+手当（賞与を除く）で算出してください。
各月の社員別給与明細の総支給額又は支給合計額になります。

単位：円

報酬月額（給与等）	人件費単価（時給）
以 上 ～ 未 満	—
～ 130,000	1,020
130,000 ～ 138,000	1,080
138,000 ～ 146,000	1,150
146,000 ～ 155,000	1,210
155,000 ～ 165,000	1,300
165,000 ～ 175,000	1,380
175,000 ～ 185,000	1,460
185,000 ～ 195,000	1,540
195,000 ～ 210,000	1,620
210,000 ～ 230,000	1,780
230,000 ～ 250,000	1,950
250,000 ～ 270,000	2,110
270,000 ～ 290,000	2,270
290,000 ～ 310,000	2,430
310,000 ～ 330,000	2,600
330,000 ～ 350,000	2,760
350,000 ～ 370,000	2,920
370,000 ～ 395,000	3,080
395,000 ～ 425,000	3,330
425,000 ～ 455,000	3,570
455,000 ～ 485,000	3,820
485,000 ～ 515,000	4,060
515,000 ～ 545,000	4,300
545,000 ～ 575,000	4,550
575,000 ～ 605,000	4,790
605,000 ～	5,040

※日給制の場合 時間単価一覧表を適用せず、日給額を所定労働時間で除した単価（1円未満切捨て）を適用してください。

※時給制の場合 時間単価一覧表を適用せず、時給額を適用してください。